

議案第 6 4 号

北本市税条例の一部改正について

北本市税条例の一部を次のように改正する。

平成 2 4 年 9 月 3 日 提出

北本市長 石 津 賢 治

北本市税条例の一部を改正する条例

北本市税条例（昭和 2 9 年条例第 6 号）の一部を次のように改正する。
附則に次の 1 条を加える。

（個人の市民税の税率の特例）

第 2 6 条 平成 2 6 年度から平成 3 5 年度までの各年度分の個人の市民税に限り、均等割の税率は、第 3 1 条第 1 項の規定にかかわらず、同項に規定する額に 5 0 0 円を加算した額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第64号参考資料

北本市税条例の一部を改正する条例新旧対照表

(下線は改正部分)

現 行	改 正 案
附 則 第25条 略	附 則 第25条 略 <u>(個人の市民税の税率の特例)</u> 第26条 平成26年度から平成35年度までの各年度分 <u>の個人の市民税に限り、均等割の税率は、第31条第1項</u> <u>の規定にかかわらず、同項に規定する額に500円を加算</u> <u>した額とする。</u>

議案第 6 4 号参考資料

北本市税条例の一部改正について

附則第 2 6 条	(個人の市民税の税率の特例) 個人市民税の特例として、平成 2 6 年度から平成 3 5 年度までの均等割について、5 0 0 円を加算した額とするものです。
-----------	--